

介護サービス情報の公表制度について



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ

お知らせ

(令和6年1月5日掲載)
介護サービス情報公表システム システムメンテナンスについて (システム停止)
日頃は介護サービス情報公表システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。
以下の日程でシステムメンテナンスを実施いたします。
メンテナンス中は、システムのご利用ができません。ご了承ください。

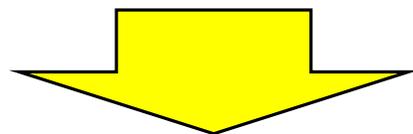
- ▶ 最初にお読みください
- ▶ 公表されている介護サービスについて
- ▶ 公表されている生活関連情報について
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅について
- ▶ 介護保険の解説
- ▶ 関連情報

ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。

延べ：23,645,390 本日：9,956 昨日：16,743

制度の意義・目的

- ・ 介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に検索できる
- ・ 介護サービス事業所の基本情報や特色が分かる
- ・ 複数の介護サービス事業所を比較検討できる



・ 基本情報（従業者数、
利用料金など）

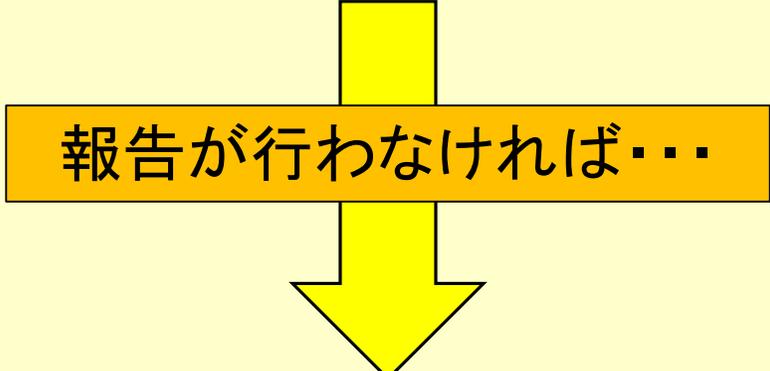
・ 運営情報（サービス
内容、加算状況など）

ほぼ全ての介護サービス事業所が、
介護サービス情報の報告は義務

〔根拠法令〕 介護保険法 第115条の35 第1項、第2項

介護サービス情報の報告（年1回）を行わなかった場合

① 期間を定めて報告命令を実施



報告が行わなければ...

② 指定・許可の取消、期間を定めて
指定等の効力停止処分等

〔根拠法令〕 法 第115条の35 第4項、第6項、第7項

事業者の方へのお願い ～介護サービス情報公表システムの更新～

◎ 年1回の定期更新

※(一社)広島県シルバーサービス振興会から報告依頼があります。

- ・ 登録内容に変更がなくとも、1年に1回は必ず確認

◎ 事業所の基本情報等に変更があった場合の更新

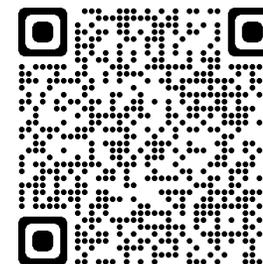
- ・ 登録情報に変更があったら、都度、更新
- ・ 廃止した事業所は削除
- ・ 公表対象外となった事業所は非公表

参 考

◎ 広島市ホームページ

介護サービス情報の公表制度について(令和5年度)

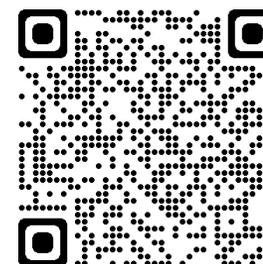
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/2560.html>



◎ 介護事業所・生活関連情報検索

(介護サービス情報公表システム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>



◎ 厚生労働省ホームページ(リーフレット等)

[介護サービスの情報公表制度 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)



災害時情報共有システムについて

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加されました。

【参考】

・事業所向け操作マニュアル(被災状況報告編)

[manual_houkoku_h_1_2.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/manual/houkoku_h_1_2.pdf)

・介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

[01 事務連絡 \(roken.or.jp\)](https://roken.or.jp/01)

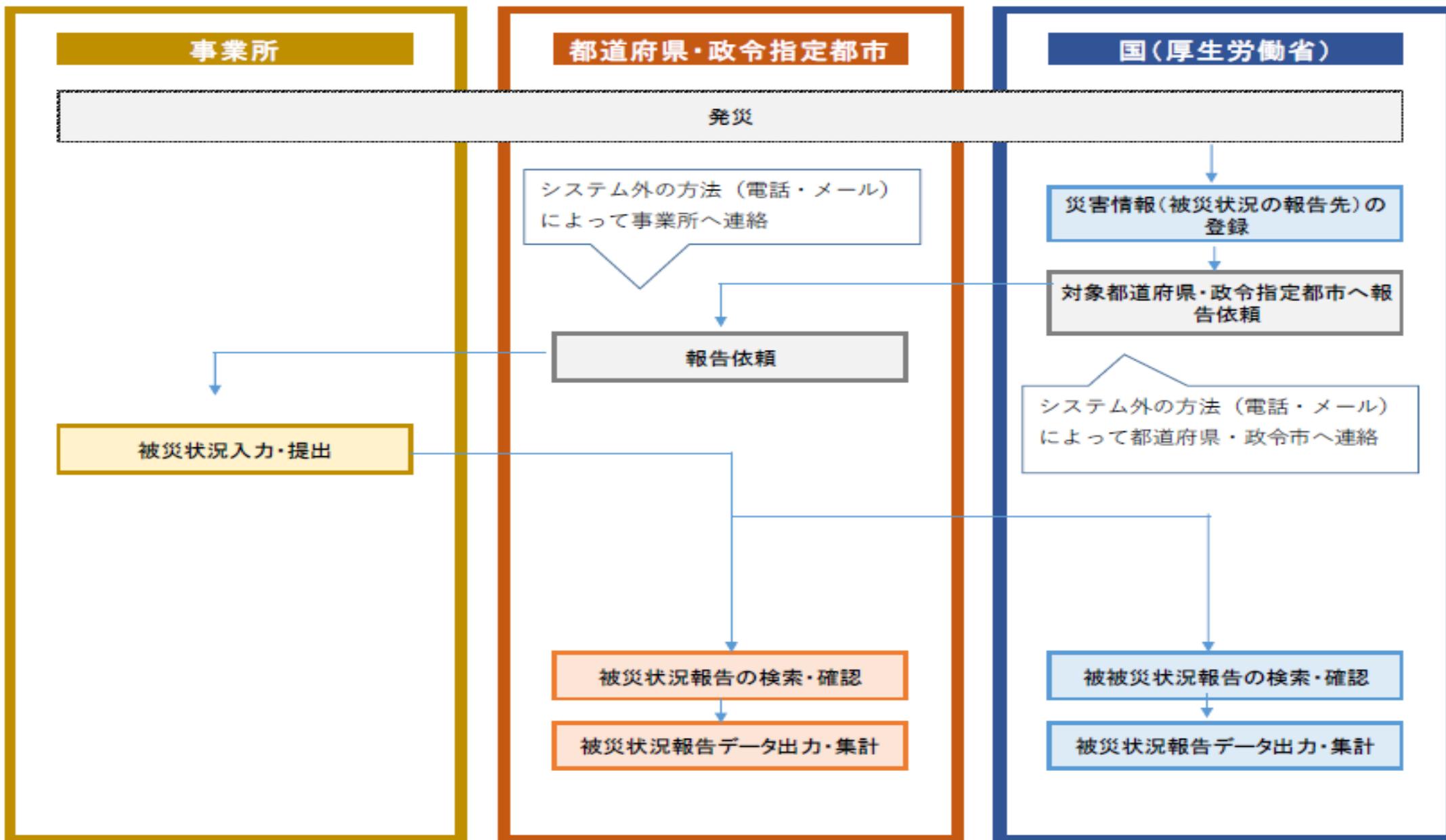
災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所の
システム操作

都道府県・政令指定
都市のシステム操作

国の
システム操作



令和6年度介護報酬改定及び介護職員等処遇改善関連加算について

令和6年度介護報酬改定

- ・ 介護報酬告示が改正されることで、令和6年4月1日より、介護報酬の改訂が行われる。
(訪問看護などの一部サービスは6月1日より実施)
- ・ 加算取得要件の変更に伴い区分等の変更がありうるため、体制状況に変更が生じる場合には体制届の提出が必要。

介護職員等処遇改善関連加算

- ・ 令和6年度の処遇改善関連3加算取得のための計画書は、4月15日が提出締切。
(令和5年度から引き続き算定する場合でも計画書の提出が必要)
- ・ 6月からは、処遇関係3加算を一本化した新加算に移行する見込み。
- ・ 通知や様式等は、今後厚生労働省からアナウンスがあり次第、本市HPにも掲載予定。

○スケジュール感

	3月	4月	5月	6月	7月
R6 処遇改善等加算 (6月以降は新加算へ移行)	----->	●	●	●	●
		計画書の提出(4/15)	3加算 初回(4月分) 請求 (5/10)	3加算 5月分請求 (6/10)	新加算 初回(6月分) 請求 (7/10)